

受託費用積算基準

令和5年4月1日施行
(一財) 日本交通安全教育普及協会

(一財) 日本交通安全教育普及協会が受託する業務費の積算の基準は次のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、別途協議して定めるものとする。

1. 人件費

次の単価に所要の日数（半日の場合は0.5）を乗じた金額とする。

主席研究員（部長クラス）	1人	1日	41,000円
主任研究員（課長クラス）	1人	1日	28,000円
研究員（係員クラス）	1人	1日	20,000円

なお、金額の算出方法は次のとおりである。

- (1) 年間人件費は、給与等（給与、賞与、超過勤務手当、通勤手当）＋法定福利費の事業主負担分（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、児童手当拠出金）
- (2) 1人当り人件費＝年間人件費 ÷ 年間労働日数
- (3) 年間労働日数＝365日－（土日＋祝祭日＋年未年始＋夏季休暇）

2. 旅費

当協会の旅費規程による。

3. 庁費

会議費、通信運搬費、印刷費、外部委託費、パート人件費等の庁費は、実費相当の額とする。

4. 原稿料、諸謝金等

原稿料、外部協力者謝金、翻訳・通訳料等の金額は、別途協議して定める。

5. 一般管理費

当該業務を遂行するために間接的に必要となる一般管理費は、人件費及び直接経費の合計額に、0.10を乗じた額とする。